

令和 年 月 日

保護者 様

しんとう幼稚園
園長 村上 由紀恵

インフルエンザによる出席停止の通知書

お子様は、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条の規定により、他の人に感染させるおそれのある期間は出席停止となります。インフルエンザによる出席停止期間の基準は、次のとおりです。

インフルエンザによる出席停止期間の基準
発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで

医療機関においてインフルエンザとの診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登園するようにしてください。また、登園の再開に当たっては、医師の指導の下、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、園への提出をお願いします。

しんとう幼稚園長 様

保護者が記入

インフルエンザにおける療養報告書

組 氏名

1 診断を受けた医療機関：

2 診断日：令和 年 月 日（診断型： A型 B型 不明 ）

*いずれかに○を付してください。

3 登園再開日：令和 年 月 日

（登園再開には、下表の出席停止期間の基準の1と2の両方を満たす必要があります。）

*下表に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

	出席停止期間の基準
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日： 月 日
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて3日を経過している。 ⇒ 解熱した日： 月 日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日 保護者氏名